

令和5年9月19日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 奥野弘佳

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第67号	精華町火災予防条例一部改正について	原案可決
議案第68号	精華町職員定数条例一部改正について	原案可決
議案第69号	令和5年度町営住宅味噌柿団地第1期屋根・外壁等回収工事請負契約の締結について	原案可決
議案第70号	消防団小型動力ポンプ付積載車の取得について	原案可決

【委員会報告】

議案第67号	精華町火災予防条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------	------

【概要】 対象火気設備等のうち、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しを図るもの。

Q 届け出を要する蓄電池設備の見直しということで規制緩和されるが、出火防止処置などの安全面はどのように保障されるのか。

A 過充電の防止処置、外部短絡防止処置、内部短絡防止処置、内部延焼防止処置という装置などを標準に定めることによるもの。

Q 固定燃料に関することで、対象となる立ち入り検査の数と現在の進捗状況は。

A 5つの施設が対象であり、今年度中に立ち入り検査を行い、状況は把握できる。

◀ 討論なし ▶

議案第68号	精華町職員定数条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------	------

【概要】 定年退職年齢の引き上げに伴い、消防本部及び消防署の将来的な人材確保及び消防体制の維持を図るもの。

Q 定年年齢の引き上げで若手の職員を確保できないということで定数を引き上げるのか。

A その通りである。

Q 毎日勤務者や隔日勤務者の勤務の調整に苦慮する中とあるが、どの部署でどのようなことか。

A 職員60歳以上となると健康状態に不安を抱える場合も多くなる。夜勤勤務にあわせて現場に出動することもある。60歳以上の職員については毎日勤務をしていただき、現場に行かないことを基本として従事することを考えている。

Q 今回定年の延長に伴い5名増員ということだが、狛田東の開発がほぼ完成となり、住民や工場が増える。令和15年度くらいになると狛田西の開発も進んでいき、人口、工場も増えると思うが、想定しての計画か。

A 今回の定数増は、定年退職年齢の段階的な引き上げの期間も含め、今後10年を見据えている。それ以降については10年ごとのスパンの中で必要に応じて定数について考えていきたい。

◀ 討論なし ▶

議案第69号	令和5年度町営住宅味噌柿団地第1期屋根・外壁等回収工事請負契約の締結について	原案可決
--------	--	------

【概要】 経年劣化した町営住宅味噌柿団地の1棟から8棟の屋根・外壁等の回収工事を実施するもの。

Q 入札辞退があるが、辞退の理由は。

A 辞退理由までは求めている。しかし、入札監視委員からの意見を踏まえ、入札辞退者辞退理由調書の協力をいただいている。また、会社の経営に関わる内容も含まれる可能性もあることから回答は控えさせていただきたい。

《 討論なし 》

議案第70号	消防団小型動力ポンプ付積載車の取得について	原案可決
--------	-----------------------	------

【概要】 消防団小型動力ポンプ付積載車の取得を行うもの。

Q 落札率が97.89%とかなり高いが、その理由は。

A 当該車両については、特殊な計器資機材を積み上げ構成された特殊な車両となる。

また、製造しているメーカーも限られてくることや、物価高騰していることから落札率が高くなっている。

Q 今回程度の車両配備で、今まで配置されている車両はあるのか。

A 今回の更新により13台すべて同様の車種になる。

《 討論なし 》